別紙様式第1　様式2-1

個票 ③

（令和4年度第2次補正）地域少子化対策重点推進交付金　実施計画書　（市町村分）個票

自治体名	山鹿市	（都道府県：	熊本県　）
本事業の担当部局名	市民部地域生活課		

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4_2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援（都道府県主導型コース）			
個別事業名	山鹿市結婚新生活支援事業補助金	新規／継続（一般財源での実施も含む）	新規	
実施期間	交付決定日　～　令和6年3月31日	事業開始年度		年度
対象経費支出予定額 ※（注）1	21,000,000			円

自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※（注）2

（地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け）

＜地域における実情と課題＞
本市の未婚率（30代～40代）は、全国平均以上に加速しているため、本市独自の結婚支援事業により登録者に対し成婚まできめ細やかにサポートしているが、経済的に余裕がなく新生活に対して不安を持っており踏み出せない方々に対して支援する必要がある。また結婚を応援する地域イメージの定着を図り、結婚希望者に優しい地域を目指す。

＜本個別事業の位置付け＞
本市の総合戦略基本目標Ⅱ「明日の幸せを語れる暮らしをつくる」に掲げられているとおり、市民一人ひとりが将来に対する夢や希望、明日の暮らしを明るく語れる地域社会の構築を目指し、結婚や出産、子育て環境の充実を図ることで少子化対策に資する取組として実施。なお、本事業は結婚を希望する方への支援に位置づけられる。

（本個別事業における現状と課題）

（課題への対応）

個別事業の内容 ※（注）3

1. 概要

【補助対象要件】

・所得要件	☑	夫婦の合計所得が500万円未満	☐	自治体独自基準の場合	
・年齢要件	☑	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	☐	自治体独自基準の場合	

【補助上限額】

29歳以下の場合	☑	各費用に係る合計が60万円	☐	自治体独自基準の場合	
39歳以下の場合	☑	各費用に係る合計が30万円	☐	自治体独自基準の場合	

【対象費目】

☑ 家賃　☑ 住宅購入費用　☑ リフォーム費用　☑ 引越費用

【その他独自要件】

無

2. 申請見込

①新規世帯見込　50 世帯

上記のうち　ともに29歳以下　20 世帯　左記以外　30 世帯

【積算根拠】

20件（支給見込世帯数）×60万円（補助上限額）＝12,000千円
30件（支給見込世帯数）×30万円（補助上限額）＝9,000千円
令和3年度の本市への年間婚姻届出件数が175件であり、所得制限等を考慮し、3割程度の方が申請すると想定し計50件とした。

【令和4年度申請状況】

（令和　年　月 ～ 令和　年　月）
申請　世帯数　世帯

②継続補助見込　継続補助実施の有無　有

見込世帯数　0 世帯

対象経費支出予定額　0 円

3. 広報の実施予定

都道府県主導型コースであるため、熊本県や本市のホームページによる周知、市内の不動産事業者への周知協力依頼を実施する。
また市民課窓口において案内チラシを設置する。

	KPI項目	単位	目標値	現状値
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	山鹿市結婚支援事業登録者総数(令和7年度)	人	650	586 (令和4年度)

	項目	単位	直近の実績
参考指標 ※(注)5	合計特殊出生率		1.64 (2013年度)
	婚姻件数	件	175 (令和3年度)
	婚姻率		

	KPI項目	単位	目標値	現状値
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	80	0
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80	0
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	0

他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	熊本県と連携して県のホームページや県移住定住ポータルサイトなどでも、本事業制度を情報発信することで、より多くの対象者に対して広報する。また、本市が運営している移住定住サイト「やまが暮らし」等にも掲載するしつつ、熊本県の公共施設でのチラシ・申請書の配布を依頼する。 結婚新生活支援事業(都道府県主導型市町村連携コース)に関しては、熊本県が広域的に実施する以下事業を連携して主体的に取り組む。 【結婚】館内企業・施設における「結婚応援の店」発掘(KPI設定有) 【子育て】「聞きなっせAI くまもと」FAQ定期更新(年2回)、公共施設情報更新(適宜)
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	市内の不動産事業者に対し当制度のチラシの配置や対象世帯及び予備世帯に対し広報活動の依頼を行うことで幅広い世帯に周知することが可能である。